

平成25年度 第2回事業モニターチーム活動検討会の結果について

- 1 日 時 平成25年7月2日（火）13:30～16:00
 - 2 場 所 かながわ県民センター12階 第1会議室
 - 3 出席者 別紙のとおり
 - 4 議 題 平成25年度事業モニターの実施について
 - 5 結 果 次のとおり実施する
 - (1) 対象事業と候補地の選定
選定に当たっての基本的な考え方にに基づき、候補地を5箇所、実施回数を5回実施することとする。（実施箇所は資料2年間計画表で説明）
なお、内容について関係機関と未調整のため、変更の可能性はある。
 - (2) 実施方法
 - ア 資料の事前送付について
 - ・説明資料は事前送付とする。（未定稿や差し替えは可）
 - ・委員からの質問は、モニター実施日の3日前までに事務局へ送付し、回答は当日の事業説明の中で行う。
 - イ 事業モニター結果のまとめについて
 - ・当日の事業モニター結果をまとめる場に可能な限り事業説明者は同席する。（これまでは、市町村職員など事業説明者は退席していた。）
 - (3) 評価方法
 - ・点数の付け方については、これまでどおり委員の自主性に任せる。
 - ・ただし、採点理由を記入して説明する。
 - (4) 事業モニター結果の発信
 - ・事業モニターの結果や実際にモニターをしている場面をFacebookで発信する。
 - ・また、県ホームページに結果を掲載するとともに、必要に応じて、掲載した内容を印刷した紙をフォーラムなどで掲示もしくは配布することで周知する。
- ※ 具体的な実施スケジュールについては、別途調整する。

平成 25 年度 事業モニターの実施について

1 対象事業と候補地の選定について

前回の検討会での意見（具体的なリクエスト等）

- ：足柄上地域の地下水保全、県外上流域対策、実際に施業を行っている現場
- ：24 年度の3回では少なく、できるだけ多くの委員が参加できるよう回数を増やしたほうがよい

上記意見と事前アンケート結果も踏まえ、以下のとおり平成 25 年度の対象事業及び候補地（地域）の案を作成した。（関係機関と未調整のため、変更の可能性あり）

＜選定に当たっての基本的な考え方＞

- ・今年度が今期のモニタリングチームの最終年に当たることを踏まえ、今後に向けた何らかの提案・提言に結び付くモニタリングを実施する。
- ・そこで、①現状において課題を抱えている箇所を中心に候補地案を設定するとともに、課題解決に向けた十分な意見交換の場を設定する。
- ・このほか、②今期から新たに事業を開始した箇所や、③委員から希望があった箇所についても、併せて検討する。

① 現状において課題を抱えている箇所

候補 1	対象事業	8 番事業 下水道整備事業 9 番事業 合併処理浄化槽整備事業
	モニター箇所	相模原市（事業説明及び意見交換） ※ 工事箇所があれば、現地を視察
	テーマ	事業進捗と行政が抱える課題
	実施時期	未定

候補 2	対象事業	1 番事業 水源の森林づくり事業 2 番事業 丹沢大山保全・再生事業
	モニター箇所	① 秦野市 ② 清川村（札掛森の家）
	テーマ	第 2 期から始まった事業についてモニターする。 ① 長期施業受委託の実施状況 ② シカの管理捕獲の進捗状況と課題
	実施時期	未定

候補 3	対象事業	1 番事業 水源の森林づくり事業
	モニター箇所	山北町（スコリア層流出地域）
	テーマ	事業効果と行政が抱える課題
	実施時期	未定

② 今期から新たに事業を開始した箇所

候補 4	対象事業	10 番事業 県外上流域対策（山梨県）
	モニター箇所	[森林整備] 都留市、大月市の森林 [生活排水対策] 桂川清流センター（大月市）
	テーマ	第2期から始まった事業についてモニターする。 [森林整備] 整備前と整備後の森林を比較 [生活排水対策] 建設中の排水処理設備を見学
	実施時期	未定

③委員の希望のあった箇所

候補 5	対象事業	7 番事業 地下水保全対策事業
	モニター箇所	足柄上地域（事業説明及び意見交換）
	テーマ	事業進捗状況のモニタリングと意見交換
	実施時期	未定

2 実施方法

前回の検討会での意見

- ：事前にモニターの視点を意見合わせしてから実施してはどうか
- ：事業モニターの結果に対し、実施主体の反応がどうだったのかわからない

など

方針（案）

- ・説明資料は事前送付とする。
- ・「事業モニター結果のまとめ」の席には、可能な限り事業実施に係る説明者は同席する。（これまでは退席していた。）

3 評価方法について

点数による評価方法は引き続き実施するが、評価点の付け方における一定のルール（点数を付けるに当たっての共通認識）を図る。

方針（案）

- ①基本的には2点～4点（悪い、普通、良い）の範囲内で評価し、1点及び5点を付するのは、これを超える場合（著しく悪い、突出して良い）に限ることとする。
- ②基本的にはこれまでどおり委員の自主性によるものとし、報告責任者は各項目において、各委員の評価点に基づいて結論を記入する。
 - ・資料不足や説明が分かりにくいと言った周辺事情の評価と実施事業そのものの評価を分ける。
 - ・資料不足や説明不足により評価することができないときは、「－」を付けることとする。 など

4 事業モニターの結果について

- ・結果の周知について

前回の検討会での意見

：ニュースレターの廃止で、結果を発信する手段がなくなった。

方針（案）

- ・県ホームページに掲載した上で、Facebookを活用し、事業モニターの実施状況も含めて、モニター結果を積極的に発信する。
- ・ニュースレターの発行に替えて、ホームページとSNSを組み合わせるリアルタイムに発信を行うことで、より効果的な周知を図る。